

秋田地方最低賃金審議会

令和2年度第1回 秋田県最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和2年7月27日(月) 15:30～17:20

2 場 所 秋田合同庁舎第一会議室

3 出席者 公益委員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 秋田県最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 秋田県最低賃金の改正決定に関する参考人意見聴取について
- (3) 秋田県最低賃金の金額審議について
- (4) 今後の専門部会の開催日程について
- (5) その他

5 議事要旨

- (1) 部会長に赤坂委員、部会長代理に臼木委員が選出された。
- (2) 参考人2名の意見陳述を実施した。
- (3) 労働者側委員、使用者側委員が基本的な考え方について述べた後、金額提示があった。その後個別協議(公労会議、公使会議)を行ったが、合意には至らず次回継続審議とした。

<労働者側委員主張>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、県内においても経済活動の停滞を招き、生活に様々な影響を及ぼしており、中でも契約など最賃近傍で働く方は非常に厳しい状況に置かれている。こうした状況を改善するためにも、感染防止対策を継続しながら、セーフティネットである最賃を引上げ、個人消費の拡大を促す等が重要である。「雇用戦略対話の合意」に示された目標に向かって最賃引上げの流れを堅持し、地域間格差を是正し、有能な人材の県外流出を防止する必要がある。

<使用者側委員主張>

中小企業を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染拡大が大きく影響し、業況判断指数は急激な悪化となっている。コロナ関連倒産も増加、第二、第三波への懸念から厳しい状況が続くことが見込まれ、雇用面においても今後悪化する可能性がある。事業の継続と雇用の維持・確保を最優先に考えるべきであり、最賃の決定に当たって最賃法で定めた3要素の中の「通常の事業の賃金支払い能力」を重視し、さらにリーマンショック時と同等以上の配慮が必要である。

- (4) 事務局から次回第2回専門部会を7月31日(金)13時30分から開催することのほか、第3回以降の日程についても説明があった。
- (5) 特記事項なし